

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 三重厚生年金 事案 1915

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月29日から46年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年8月29日、資格喪失日に係る記録を46年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月頃から46年1月21日まで

申立期間について、B社（厚生年金保険適用事業所名は、A社）で正社員として勤務していた。一緒に働いていた姉には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について被保険者期間であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年8月29日から46年1月21日までの期間について、申立人から提出されたC認定証及びB社における複数の同僚の供述によると、申立人が同社に正社員として勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び同僚は、当時の従業員数は15人くらいだったと供述しているところ、A社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が氏名を記憶する同僚14人のうち、13人が当該事業所において被保険者資格を取得している上、申立期間当時、20人程度が被保険者となっていたことが確認できる。このことから、申立人についても他の同僚と同様、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月29日から46年1月21日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務してい

た同年代の女性被保険者の標準報酬月額記録から判断すると、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、厚生年金保険の資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年3月頃から同年8月29日までの期間については、同僚の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、複数の同僚が、「入社後、約半年から1年間は見習期間があった。」と供述しており、当該同僚が記憶する入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までに約半年から1年以上の未加入期間があることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後のB社）における資格取得日に係る記録を平成13年1月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額について同年1月から同年3月までは28万円、同年4月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち、平成18年9月1日から21年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、18年9月から同年12月までは38万円、19年1月は34万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月から同年12月までは36万円、20年1月は34万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、21年4月は24万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成21年12月1日から22年5月15日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月及び同年5月は標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月21日から同年5月1日まで  
② 平成18年9月1日から22年5月15日まで

平成13年1月にC社からB社へ会社が変わったが、仕事内容は変わらず勤務していた。年金記録確認の案内が届き、当時の給与明細書の内容と年金記録の内容が異なっていることが判明した。申立期間①においては、厚生年金保険料が控除されており、申立期間②についても、年金記録より高額な給与が支給されていたため、申立期間について記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成13年1月から同年4月までの給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がA社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

よって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成13年1月から同年3月までは28万円、同年4月は24万円とすることが妥当である。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険新規適用届によれば、同事業所は平成13年5月1日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかし、同僚の雇用保険の加入記録及び供述により、申立期間①において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当該期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主に連絡をするものの照会できず、関連資料等を確認することはできないが、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、平成18年9月1日から22年5月15日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保

険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成18年9月1日から21年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月1日から22年5月15日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成18年9月1日から21年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成18年9月から同年12月までは38万円、19年1月は34万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月から同年12月までは36万円、20年1月は34万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は26万円、21年4月は24万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成21年1月から同年3月までの期間及び同年5月については、上記給与明細書から認められる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金保険法を適用する平成21年12月1日から22年5月15日までの期間については、オンライン記録によると22万円と記録されている。

しかし、上記給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成21年4月及び同年5月は標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

したがって、申立期間②のうち、平成21年12月から22年4月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。